

# 騒音規制法と振動規制法

## 【法律ができた背景と法律の概要】

公害の中で最も苦情件数が多いのは、騒音です。

しかし騒音は、大気汚染や水質汚濁に比べると被害範囲が局地的だったことから、国ではなく地域条例による規制に依存されていました。ところが騒音についても社会問題となってきたことから、1968年に騒音規制法が制定されました。

一方、振動については騒音などの公害に比べると、苦情件数は多くありません。

しかし住居と混在している工場の機械施設の大型化に伴い、地域によっては振動公害も大きな問題になりました。振動の測定方法、基準の決め方、防止方法など技術的に未解決な点が多く、また騒音の規制を行うことにより振動問題も解決されることにより振動規制法は、他の公害対策基本法に遅れて1976年に制定されました。

これらの法律は全ての地域ではなく、住居集合地域・病院や学校周辺など、都道府県知事が指定する、生活環境の保全が必要とされる地域において適用されます。その地域において、7.5kW以上のコンプレッサを設置している工場が対象となります。(地域によっては横だし規制があり、定格出力の小さいものも対象となる場合があります。)

## 【法律規制事項】

工場が指定地域にあり、7.5kW以上のコンプレッサを設置する場合は、必要な【届出内容】を所轄の市町村の公害担当窓口を通じて都道府県知事に、設置工事開始の30日前に指定様式にて届け出なければなりません。また、届出内容に変更がある場合も30日前に、同様に届け出なければなりません。

工場の敷地境界線上での騒音(振動)がその地域の規制値以下でなければなりません。

次の場合も届出が必要になりますので注意が必要です。

- ・ 法律または条例の改正により追加された施設が、既に設置されている場合
- ・ 全ての施設の使用を廃止する場合
- ・ 全ての施設を譲り受けたまたは借り受けた場合

【届出内容】

- ・ 氏名(代表者)または名称および住所
- ・ 工事または事業場の名称および所在地  
上記2項目の変更の届出は、変更後30日以内
- ・ コンプレッサの種類ごとの台数
- ・ 騒音(振動)の防止の方法
- ・ コンプレッサの配置図
- ・ 工場又の事業内容
- ・ 常時使用する従業員数
- ・ 特定施設の型式及び公称能力
- ・ 特定施設の種類ごとの通常の日における使用開始及び終了の時刻
- ・ 工場等及びその附近の見取図